

## 全体財務書類に係る注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

##### ②無形固定資産

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的有価証券・・・・・・・・減価償却法（定額法）

##### ②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・会計年度における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・会計年度における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

所沢市水道事業会計及び所沢市下水道事業会計は移動平均法に基づく原価法、所沢市病院事業会計は先入先出法に基づく原価法としています。

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・定額法（ただし、所沢市水道事業会計の量水器については取替法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	7年～60年
物品	2年～17年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

③リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によります。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によります。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①退職手当引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当要支給額から、埼玉縣市町村総合事務組合における積立金相当額を控除した額を計上しています、

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実績率等により徴収不能と見込まれる額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所沢市病院事業会計におけるリース料総額 300 万円未満の取引を除き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金及び現金同等物を計上しています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、所沢市水道事業会計、

所沢市下水道事業会計、所沢市病院事業会計については、税抜方式によっています。

(9) 決算日が一般会計等と異なる場合の処理

各会計の決算日に相違はありません。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

平成 29 年 4 月 1 日に機構改革を実施し、所沢市水道事業会計、所沢市下水道事業会計を所管する「上下水道部」が「上下水道局」に名称変更されました。

4. 偶発債務

該当ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①全体財務書類の対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

所沢市交通災害共済特別会計

所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計

所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理特別会計

所沢市国民健康保険特別会計

所沢市介護保険特別会計

所沢市後期高齢者医療特別会計

所沢市水道事業会計

所沢市下水道事業会計

所沢市病院事業会計

②出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間が設けられていない会計と出納整理期間が設けられている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

③表示単位未満の金額について

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額

が一致しない場合があります。